

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における

主な改定内容について

(日中活動系サービス)

生活介護における

令和6年度報酬改定内容について

生活介護における支援の実態に応じた報酬の見直し

①基本報酬区分の見直し（サービス提供時間ごとの基本報酬の設定・福祉専門職員配置等加算の算定方法の見直し）

- 基本報酬は営業時間で設定されているが、利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とするため、基本報酬の設定については、障害支援区分ごと及び利用定員規模に加え、サービス提供時間別に細やかに設定する。
- なお、サービス提供時間については、医療的ケアが必要な者や盲ろう者など、障害特性等により利用時間が短時間にならざるを得ない者等の配慮として、
 - ・ 個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することを基本とすることなど一定の配慮を設ける。
 - ・ 従業員の配置員数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数の算出については、サービス提供時間を考慮する。（5時間以上7時間未満の利用者は、1日0.75人として計算し、5時間未満の利用者は1日0.5人と計算する。例えば、短時間の利用者を午前・午後に分けて受け入れることも可能。）

【※利用定員 21人以上 30人以下の場合】

サービス提供時間	障害支援区分				
	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
3時間未満	449単位	333単位	228単位	204単位	185単位
3時間以上～4時間未満	575単位	427単位	293単位	262単位	236単位
4時間以上～5時間未満	690単位	512単位	351単位	313単位	284単位
5時間以上～6時間未満	805単位	597単位	409単位	366単位	332単位
6時間以上～7時間未満	1,120単位	833単位	570単位	510単位	463単位
7時間以上～8時間未満	1,150単位	854単位	584単位	523単位	475単位
8時間以上～9時間未満	1,211単位	915単位	646単位	584単位	536単位



福祉専門職員配置等加算（Ⅲ） 6単位/日

常勤職員が多く配置されていることや、常勤職員の勤続年数が長いことを適切に評価するため、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）と福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）とを併給可とする。

② 基本報酬区分の見直し（利用定員規模ごとの基本報酬の設定）

利用者数の変動に対して柔軟に対応しやすくすることで、小規模事業所の運営をしやすくするとともに、障害者支援施設からの地域移行を促進するため、障害者支援施設と同様、利用定員ごとの基本報酬を10人ごとに設定する。あわせて、重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の基本報酬を設定する。

③ 延長支援加算の拡充

延長支援加算については、生活介護の基本報酬をサービス提供時間で8時間以上9時間未満まで設定することから、9時間以上の支援を評価する。

※ 施設入所者については、延長支援加算は算定できない。

【現行】

(1) 延長時間 1 時間未満の場合	61単位/日
(2) 延長時間 1 時間以上の場合	92単位/日



【見直し後】

(1) 所要時間 9 時間以上10時間未満の場合	100単位/日
(2) 所要時間10時間以上11時間未満の場合	200単位/日
(3) 所要時間11時間以上12時間未満の場合	300単位/日
(4) 所要時間12時間以上	400単位/日

④ 食事提供加算の見直し

通所系サービスにおける食事提供加算について栄養面を評価しつつ経過措置を延長

【令和9年3月31日まで延長】

【現行】

収入が一定額以下の利用者に対して、事業原則として当該施設内の調理室を使用して、食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する

【見直し後】 現行の要件に加え、

①管理栄養士等が献立作成に関与または献立の確認を行い、②利用者ごとの摂食量の記録、③利用者ごとの体重の記録を行った場合に、所定単位数を加算する。

強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実

①強度行動障害を有する者の受け入れ体制の強化

【重度障害者支援加算(生活介護・施設入所支援)】

- 区分6以上行動関連項目 10 点以上の報酬区分を新設する。
- 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者の加配要件を廃止し、生活支援員に占める割合での評価とする(体制加算部分は廃止)。

【現行】

基準及び人員配置体制加算の配置数に加えて配置される基礎研修修了者 1 人(4時間程度以上)につき、利用者5人まで算定可

【見直し後】

生活支援員のうち基礎研修修了者の割合が 20%以上

【重度障害者支援加算(短期入所)】

- 区分4,5の報酬区分を新設する。
- 標準的な支援を推進するため、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者が作成した支援計画シート等により適切な支援を行った場合の評価を新設する(基礎研修修了者の配置のみの加算部分は廃止)。

【重度障害者支援加算(共同生活援助)】

- 共同生活援助での受入体制を強化するため、利用者の状態や環境の変化等に適応するための初期のアセスメント等の評価を新設する。

【重度障害者支援加算(共通)】

- 生活介護・施設入所支援・短期入所・共同生活援助において、行動関連項目の合計点が 18 点以上の者を受入れて中核的人材が作成する支援計画シート等により適切な支援を行った場合にさらに加算する。

	区分4以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置	
生活介護・施設入所支援	受入・体制 180単位	初期 400単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位
短期入所	【新設】受入 30単位	【新設】体制 +70単位	個別支援 +50単位	
共同生活援助	受入・体制 180単位	【新設】初期 400単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位

	区分6以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置	
生活介護・施設入所支援	【新設】受入・体制 360単位	【新設】初期 500単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位
短期入所	受入 50単位	【新設】体制 +100単位	個別支援 +50単位	
共同生活援助	受入・体制 360単位	【新設】初期 500単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位

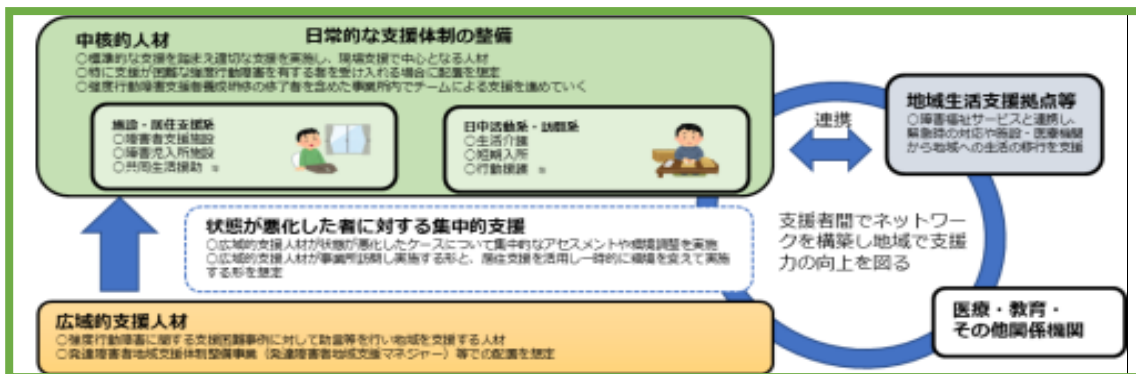
②状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援

高度な専門性により地域を支援する人材(広域的支援人材)が、事業所等を集中的に訪問等(情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む)し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共に行い環境調整を進め、支援を行った場合の評価を新設する。

※期間は3か月を限度

【新設】 集中的支援加算

- ・広域的支援人材が訪問等した場合の評価 1,000 単位/回(月に4回を限度)
- ・状態が悪化した者を受け入れた施設等への評価 500 単位/日



以下、報酬改定により加算の新設等がされた項目

《延長支援加算の見直し》

[現 行]

(1)延長時間1時間未満の場合	61 単位/日
(2)延長時間1時間以上の場合	92 単位/日

[見直し後]

(1)所要時間9時間以上 10 時間未満の場合	100 単位/日
(2)所要時間 10 時間以上 11 時間未満の場合	200 単位/日
(3)所要時間 11 時間以上 12 時間未満の場合	300 単位/日
(4)所要時間 12 時間以上	400 単位/日

○ 常勤看護職員等配置加算の拡充

医療的ケアが必要な者に対する体制や医療的ケア児の成人期への移行にも対応した体制を整備するため、常勤看護職員等配置加算について、看護 職員の配置人数に応じた評価を行う。

《常勤看護職員等配置加算の見直し》

[現 行]

イ 常勤看護職員等配置加算(Ⅰ)

(1) 利用定員が 20 人以下	28 単位/日
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	19 単位/日
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	11 単位/日
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	8単位/日
(5) 利用定員が 81 人以上	6単位/日

ロ 常勤看護職員等配置加算(Ⅱ)

(1) 利用定員が 20 人以下	56 単位/日
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	38 単位/日
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	22 単位/日
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	16 単位/日
(5) 利用定員が 81 人以上	12 単位/日

ハ 常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)

(1) 利用定員が 20 人以下	84 単位/日
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	57 単位/日
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	33 単位/日
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	24 単位/日
(5) 利用定員が 81 人以上	18 単位/日

[見直し後]

利用定員に応じ、以下の所定単位数に常勤換算方法で算定した看護職員の数をして得た単位数を加算する。

(1) 利用定員が5人以下	32 単位/日
(2) 利用定員が6人以上 10 人以下	30 単位/日
(3) 利用定員が 11 人以上 20 人以下	28 単位/日
(4) 利用定員が 21 人以上 30 人以下	24 単位/日
(5) 利用定員が 31 人以上 40 人以下	19 単位/日
(6) 利用定員が 41 人以上 50 人以下	15 単位/日
(7) 利用定員が 51 人以上 60 人以下	11 単位/日
(8) 利用定員が 61 人以上 70 人以下	10 単位/日
(9) 利用定員が 71 人以上 80 人以下	8 単位/日
(10) 利用定員が 81 人以上	6 単位/日

○人員配置体制加算の拡充

医療的ケアが必要な者など、重度の障害者に対する複数職員による手厚い体制を評価する。

《人員配置体制加算の見直し》

[現 行]

イ 人員配置体制加算(Ⅰ)

(1) 利用定員が 20 人以下	265 単位/日
(2) 利用定員が 21 人以上 60 人以下	212 単位/日
(3) 利用定員が 61 人以上	197 単位/日

□ 人員配置体制加算(Ⅱ)

(1) 利用定員が 20 人以下	181 単位/日
(2) 利用定員が 21 人以上 60 人以下	136 単位/日
(3) 利用定員が 61 人以上	125 単位/日

ハ 人員配置体制加算(Ⅲ)

(1) 利用定員が 20 人以下	51 単位/日
(2) 利用定員が 21 人以上 60 人以下	38 単位/日
(3) 利用定員が 61 人以上	33 単位/日

[見直し後]

イ 人員配置体制加算(Ⅰ)

(1) 利用定員が 20 人以下	321 単位/日
(2) 利用定員が 21 人以上 60 人以下	263 単位/日
(3) 利用定員が 61 人以上	245 単位/日

□ 人員配置体制加算(Ⅱ)

(1) 利用定員が 20 人以下	265 単位/日
(2) 利用定員が 21 人以上 60 人以下	212 単位/日
(3) 利用定員が 61 人以上	197 単位/日

ハ 人員配置体制加算(Ⅲ)

(1) 利用定員が 20 人以下	181 単位/日
(2) 利用定員が 21 人以上 60 人以下	136 単位/日
(3) 利用定員が 61 人以上	125 単位/日

ニ 人員配置体制加算(Ⅳ)

(1) 利用定員が 20 人以下	51 単位/日
(2) 利用定員が 21 人以上 60 人以下	38 単位/日
(3) 利用定員が 61 人以上	33 単位/日

※人員配置体制加算(Ⅰ)は従業者を常勤換算方法で「1.5:1」以上配置
人員配置体制加算(Ⅱ)は従業者を常勤換算方法で「1.7:1」以上配置
人員配置体制加算(Ⅲ)は従業者を常勤換算方法で「2:1」以上配置
人員配置体制加算(Ⅳ)は従業者を常勤換算方法で「2.5:1」以上配置

○入浴支援加算の創設

医療的ケアが必要な者等への入浴支援を評価するための加算を創設する。

《入浴支援加算【新設】》 80 単位／日

医療的ケアが必要な者又は重症心身障害者に対して、入浴に係る支援を提供した場合、1日につき所定単位数を加算する。

○喀痰吸引等実施加算の創設

医療的ケアが必要な者等への喀痰吸引・経管栄養の実施を評価するための加算を創設する。

《喀痰吸引等実施加算【新設】》 30 単位／日

医療的ケアが必要な者であって喀痰吸引等が必要なものに対して、喀痰吸引等を実施するものとして登録した事業所において、喀痰吸引等の実施のために必要な知識・技能を修得するための研修を修了した職員が喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

○リハビリテーション職の配置基準

高次脳機能障害等の後遺症により言語障害を有する者等の支援のため、人員配置基準として、看護職員、理学療法士と作業療法士の他に言語聴覚士を加える。(自立訓練(機能訓練)も同様。)

《人員基準の見直し》

[現 行]

指定生活介護事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- ・ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

[見直し後]

指定生活介護事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- ・ 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

○リハビリテーション加算におけるリハビリテーション実施計画の作成期間の見直し

リハビリテーション実施計画の作成期間を個別支援計画と同様に6か月ごとにする。

《リハビリテーション実施計画の作成期間の見直し》

[現 行]

リハビリテーション実施計画原案に基づいたリハビリテーションやケアを実施しながら、概ね2週間以内及び概ね3月ごとに関連スタッフがアセスメントとそれに基づく評価を行い、その後、多職種協働により、リハビリテーションカンファレンスを行って、リハビリテーション実施計画を作成すること。

[見直し後]

リハビリテーション実施計画原案に基づいたリハビリテーションやケアを実施しながら、概ね2週間以内及び6月ごとに(中略)リハビリテーション実施計画を作成すること。

○栄養状態のスクリーニング及び栄養改善の取組の充実

生活支援員や管理栄養士等の他職種と連携し、全ての利用者の栄養状態のスクリーニングを行うとともに、栄養状態にリスクのある者に対して個別に栄養管理を行う等、栄養ケア・マネジメントを行った場合を評価するための加算を創設する。

《栄養スクリーニング加算【新設】》 5単位/回

利用開始及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報を、当該利用者を担当する相談支援専門員に提供した場合、1回につき所定単位数を加算する。

《栄養改善加算【新設】》 200単位/回

次の(1)から(4)までのいずれにも適合する指定生活介護事業所等において、低栄養又は過栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「栄養改善サービ

ス」という。)を行った場合は、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として所定単位数を加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

- (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を策定していること。
- (3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅に訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- (4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

短期入所における

令和6年度報酬改定内容について

強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実

①強度行動障害を有する者の受け入れ体制の強化

【重度障害者支援加算（生活介護・施設入所支援）】

- 区分6以上行動関連項目10点以上の報酬区分を新設する。
- 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の加配要件を廃止し、生活支援員に占める割合での評価とする（体制加算部分は廃止）。

【現行】

基準及び人員配置体制加算の配置数に加えて配置される基礎研修修了者1人（4時間程度以上）につき、利用者5人まで算定可

【見直し後】

生活支援員のうち基礎研修修了者の割合が20%以上

【重度障害者支援加算（短期入所）】

- 区分4,5の報酬区分を新設する。
- 標準的な支援を推進するため、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者が作成した支援計画シート等により適切な支援を行った場合の評価を新設する（基礎研修修了者の配置のみの加算部分は廃止）。

【重度障害者支援加算（共同生活援助）】

- 共同生活援助での受入体制を強化するため、利用者の状態や環境の変化等に適応するための初期のアセスメント等の評価を新設する。

【重度障害者支援加算（共通）】

- 生活介護・施設入所支援・短期入所・共同生活援助において、行動関連項目の合計点が18点以上の者を受入れて中核的人材が作成する支援計画シート等により適切な支援を行った場合にさらに加算する。

	区分4以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置	
生活介護・施設入所支援	受入・体制 180単位	初期 400単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位
短期入所	【新設】受入 30単位	【新設】体制 +70単位	個別支援 +50単位	
共同生活援助	受入・体制 180単位	【新設】初期 400単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位

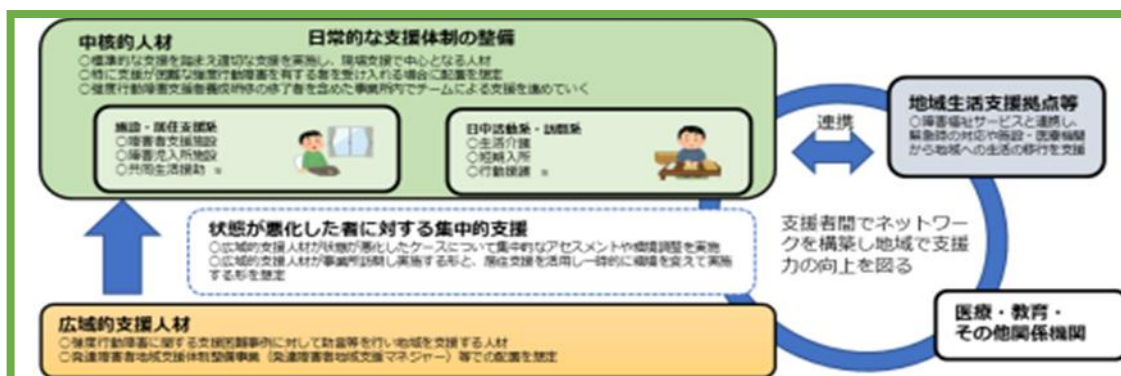
	区分6以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置	
生活介護・施設入所支援	【新設】受入・体制 360単位	【新設】初期 500単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位
短期入所	受入 50単位	【新設】体制 +100単位	個別支援 +50単位	
共同生活援助	受入・体制 360単位	【新設】初期 500単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位

②状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援

高度な専門性により地域を支援する人材（広域的支援人材）が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共に行い環境調整を進め、支援を行った場合の評価を新設する。

※期間は3か月を限度

【新設】 集中的支援加算	
・ 広域的支援人材が訪問等した場合の評価 （限度）	1,000 単位／回（月に4回を限度）
・ 状態が悪化した者を受け入れた施設等への評価	500 単位／日



①緊急時の重度障害者の受入機能の充実

平時から地域生活支援拠点等として情報連携を整えた短期入所において、重度障害者の緊急時の受け入れについて評価する。あわせて、短期入所における緊急時の受け入れについて、緊急時の受入体制構築を適切に評価する観点から緊急短期入所受入加算による評価を見直す。

《地域生活支援拠点等である場合の加算の見直し》

[現行]

地域生活支援拠点等として、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に100単位を加算する。

[見直し後]

地域生活支援拠点等として、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に100単位を加算する。

加えて、平時から利用者の生活の状況等を把握するため、指定短期入所事業所等の従業者のうち、市町村及び基幹相談支援センター等との連携及び調整に従事する者を一以上配置し、医療的ケアが必要な児者、重症心身障害児者又は強度行動障害を有する児者に対し、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に更に200単位を加算する。

《緊急短期入所受入加算の見直し》

[現行]

- イ 緊急短期入所受入加算（Ⅰ） 180 単位／日
ロ 緊急短期入所受入加算（Ⅱ） 270 単位／日

[見直し後]

- イ 緊急短期入所受入加算（Ⅰ） 270 単位／日
ロ 緊急短期入所受入加算（Ⅱ） 500 単位／日

②福祉型強化短期入所サービス費における日中支援サービス類型の創設

福祉型強化短期入所サービスにおいて、医療的ケア児者の入浴支援等、日中の支援ニーズに応えるサービス類型を評価する基本報酬を創設する。

≪福祉型強化短期入所サービス費の日中支援サービス類型【新設】≫

● 福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅰ）（障害者向け）

- （一） 区分6 1,107 単位／日
（二） 区分5 977 単位／日
（三） 区分4 846 単位／日
（四） 区分3 784 単位／日
（五） 区分1 及び区分2 715 単位／日

● 福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅱ）（障害児向け）

- （一） 区分3 977 単位／日
（二） 区分2 816 単位／日
（三） 区分1 715 単位／日

※ 医療的ケア児者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置している指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

③医療的ケア児者の受入体制の拡充

福祉型短期入所サービスについては、医療的ケア児者を受け入れて対応して

いる場合や、障害支援区分5・6の障害者を多く受け入れている場合に、医療的ケアを行う体制を評価するための加算を創設する。

《医療的ケア対応支援加算【新設】》 120 単位/日

福祉型短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、看護職員を必要とされる数以上配置した上で、医療的ケア児者に対し、指定短期入所等を行った場合に、1日につき、所定単位数を加算する。

《重度障害児・障害者対応支援加算【新設】》 30 単位/日

福祉型短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、区分5若しくは区分6又は障害児支援区分3に該当する利用者の数が当該指定短期入所事業所等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上である場合に、1日につき、所定単位数を加算する。

④医療型短期入所における受入支援の強化

医療型短期入所サービスの利用を希望する医療的ケア児者に対して、利用する前から、事前に自宅へ訪問し、医療的ケアの手技等を確認した上で、新たに受け入れた場合を評価するための加算を創設する。

《医療型短期入所受入前支援加算【新設】》

- | | |
|---------------------|------------|
| イ 医療型短期入所受入前支援加算（Ⅰ） | 1,000 単位/日 |
| ロ 医療型短期入所受入前支援加算（Ⅱ） | 500 単位/日 |

※ イについては、指定短期入所事業所の職員が、利用を希望する医療的ケア児者に対して、当該指定短期入所事業所を利用する前日までに、自宅等へ訪問し、医療的ケアの手技等を確認した上で、指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等を開始した日について、所定単位数を加算する。

※ ロについては、テレビ電話装置等を活用することにより、指定短期入所事業所の職員が、利用を希望する医療的ケア児者に対して、当該指定短期入所事業所を利用する前日までに、医療的ケアの手技等を確認した上で、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等を開始した日について、所定単位数を加算する。

⑤医療型短期入所サービスの指定申請事務の負担軽減

障害者総合支援法施行規則に基づく医療型短期入所サービスの指定申請において、介護老人保健施設の指定申請で提出している書類と同様の書類は、省略可能とする。

《短期入所に係る指定の申請書類等の省略》

介護老人保健施設の開設の許可を受けている場合においては、以下の申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

- ・ 申請者の登記事項証明書又は条例等
- ・ 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要
- ・ 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- ・ 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- ・ 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当